

はじめに

～地域との連携により育む「ともに生きる力」～

福祉教育は、身の回りの人々や地域との関わりを通して、そこにどのような福祉課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のために行動する「ともに生きる力」を養うことを目的としています。

今の子どもたちは、地域の大人と関わる機会が少なくなっています。身近な地域に暮らす、障がいのある人や、高齢者を含め様々な人と関わり、学ぶことを通して「コミュニケーションの力」を高め、多様な生き方にふれることで、「命の大切さ」や「思いやりの心」「相手を理解しようとする豊かな心」を育みます。また、地域の人から感謝されたり、大切に思われていることを実感することで「自己肯定感」や「自己有用感」を積み重ねていくことができます。

子どもたちが生涯にわたり必要とされている「ともに生きる力」を育むためには、学校・家庭・地域が連携し、地域全体で取り組むことが必要です。

社会福祉協議会（社協）は、第3期地域福祉活動計画「豊かな心で支え合う みんなが輝けるまち ふじみ野」を基本理念として、様々な事業に取り組んでいます。「共に支え合える地域社会」（地域福祉）を推進するにあたり、「福祉教育」は欠かせない取り組みであり、学校を含めた地域の様々な場面で福祉教育を推進・支援してきました。ボランティアや地域住民、社会福祉施設等のご協力を得ることで、家庭や地域に根ざした実践的な福祉教育プログラムを企画していきたいと考えています。

今後も、学校や教育関係者、保護者、ボランティア、地域の協力者、福祉関係者の皆様にご協力をいただき、福祉教育の充実に努めてまいります。学校でこの冊子をご活用いただければ幸いです。

令和7年5月

社会福祉法人ふじみ野市社会福祉協議会

学校教育の中で福祉教育プログラムの活用を！

学校教育においては「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」の知・徳・体を育て「生きる力」を育むことが求められています。

協調し人を思いやる心などの豊かな人間性を築いていくために「ともに生きる力」を育む福祉教育のプログラムは有効であると考えています。

社会福祉協議会が1970年代からすすめている「福祉教育」の取り組みは、まさしくこの「生きる力」を育むことであり、そのためのノウハウや人材・社会資源のコーディネートを積み重ねてきました。子ども達の学びを地域とともに作っていくために、ぜひ社協にご相談ください。

◆社協が応援 できること

ステップ 1

【プログラムの企画】

- ◇各学年ごとに合った企画の提案
- ◇学校全体での企画・授業外での企画の提案

ステップ 2

【地域のゲストティーチャーの調整】

【活動先・訪問先などの調整】

- ◇（例）車を運転する車椅子利用者の方・楽器演奏を趣味とする視覚障がい者の方・ふじみ野市の歴史を知っている高齢者の方・福祉施設・ボランティアグループ・子育てサークル・聴覚障がい者会などの当事者団体・聴導犬推進協会・社協支部（地域組織）・認知症キャラバンメイト等

ステップ 3

【学んだことの発表の場づくり】

- ◇学年発表会や文化祭などでの発表
- ◇地域のサロンなど、地域住民への発表

ステップ 4

【次の展開への提案・つなぎ】

- ◇子ども達が考えたことの実現や継続的な活動の場づくり



◆ゲストティーチャーによる授業の展開例

【1】導入

(例) ふくして何? あの施設ってどんな施設?
目が見えないってどんなこと?
聞こえないってどんなこと?
自分たちのまちや暮らしている地域を調べよう」



【2】ゲストティーチャーとの出逢い・交流・体験

(例) 地域に住む、歴史博士（高齢者等）にお話を聞こう!
便利な福祉道具を見せてもらおう
命の大切さを赤ちゃんと妊婦さんから教わろう
社会福祉施設を訪問しよう
地域の交流事業に参加してみよう
コミュニケーション手段を学んでみよう



【3】活動のふりかえり・共有

(例) 自分との「違い」や「同じ」はどんなことだろう?
子ども達を感じてきたこと、考えたことを報告し合おう
グループに分かれて発表会を開催しよう
自分たちにできることは? みんなで意見を出し合おう



【4】発展・次の行動へ

(例) 地域へ飛びだそう!
(地域事業や施設のボランティア活動に参加)
Aさんにとって暮らしやすい街を地域の人と考えてみよう
(ポスター・紙芝居・展示物・寸劇)
継続的に関わるのが大切!
(クラブや委員会活動・学校行事へのご招待と交流)

◆具体的な福祉教育プログラムについて

ここでは、これまでに実践されてきた福祉教育プログラムを参考に、一般的な取り組みを紹介いたします。

①視覚障がい者の講話

◆内 容

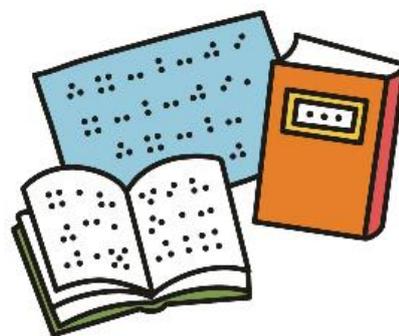
視覚に障がいのある方から生活の話の聞いたり、直接質問したりする時間を通して今まで知らなかった視覚に障がいがある方の生活等について学びます。

◆実施時間

45～50分

◆ボランティア団体・講師等

視覚障がい者



◆全体の流れ

内 容	時 間
あいさつ・講師紹介	5分
視覚障がい者の講話 ・ 普段の生活の様子や生活の中で工夫していること、困ること、 講師が生徒に伝えたい思い等	35分 ～ 40分
まとめ、感想と質疑応答	5分

◆必要備品

机、イス、マイク

◆備 考

- ・ 講師の送迎等につきましては、原則として学校でお願いいたします。送迎が出来ない場合は、タクシー等をご利用ください。タクシー料金は学校の負担となります。また、講師がタクシーで来校する場合、門扉の前で出迎えて校内へ案内してください。
- ・ 講師を会場へ案内する際、ガイドヘルプをする生徒を予め決めておいてください。
- ・ 謝礼金をご用意ください。金額等についてはご相談ください。

②盲導犬について学ぼう

◆内 容

盲導犬は視覚に障がいのある方が外出する際に、安全な歩行を確保するために助ける身体障害者補助犬です。比較的認知度は高いですが、実働頭数は多くなく、実際に盲導犬ユーザーの方と交流する機会は多くありません。視覚に障がいのある方や盲導犬が暮らしやすい社会をつくっていくために、講話や歩行デモンストレーション等を行います。

◆実施時間

45～50分

◆ボランティア団体・講師等

盲導犬ユーザー



◆全体の流れ

内 容	時 間
あいさつ・講師紹介 話の進め方や注意点について説明します。	5分
盲導犬ユーザーによる講話と歩行デモンストレーション等 ・ 普段の生活の様子や生活の中で工夫していること、 困ること、講師が生徒に伝えたい思い等 ・ 盲導犬についての話しなど	35分 ～ 40分
まとめ、感想と質疑応答	5分

◆必要備品

講話会の内容によりご用意ください。

◆備 考

- ・ 体育館等を会場に、学年単位での講話となりますが、状況に応じてクラス単位での対応も可能です。
- ・ 講師の送迎等につきましては、原則として学校でお願いいたします。送迎が出来ない場合は、タクシーをご利用ください。タクシー料金は、学校の負担となります。また、講師がタクシーで来校する場合、門扉の前で出迎えて校内へ案内してください。
- ・ 謝礼金をご用意ください。金額等についてはご相談ください。

③視覚障がい者のガイドヘルプ体験

◆内 容

視覚に障がいのある方の外出支援（ガイドヘルプ）の方法や、視覚に障がいのある方の気持ちについて学びます。また、ガイドヘルプの技術だけを学ぶのではなく、日常の中でどのように視覚に障がいのある方と触れ合うかについて学びます。

◆実施時間

45～50分

◆ボランティア団体・講師等

ボランティアグループ餅ぶんたん



◆全体の流れ（体験は、クラス単位となります。）

内 容	時 間
あいさつ・講師紹介	5分
ガイドヘルプの基本と注意事項の説明、デモンストレーション ガイドヘルプ体験 ・2人1組になり、様々なコースを歩きガイドヘルプの体験を します。コースを一巡したら、ブラインドウォーク（アイマ スク着用）とガイドヘルプの役割を交代します。	35分 ～ 40分
まとめ、感想と質疑応答	5分

◆必要備品

アイマスク、白杖、ホワイトボード1台、マイク、ティッシュペーパー1箱、ゴミ袋、机3台（講師、デモ用に使用）

◆備 考

- ・体験内容、コースは状況や生徒の人数に応じて変更します。
- ・1クラス単位での体験となります。
- ・ガイドヘルプ体験のコースは、屋内で実施するコースと、屋外で実施するコースがあります。状況に応じてご相談ください。なお、屋外で実施する場合でも、雨天時に備えて屋内コースをご検討ください。
- ・謝礼金をご用意ください。金額等についてはご相談ください。

④アイマスク体験

◆内 容

アイマスクをして、コップに水を注いだり、洋服を畳んだり、豆つかみをしたり、物あてをしたりして視覚に障がいのある方の生活を体験したり、直接質問したりする時間を通して、今まで知らなかった視覚に障がいのある方の生活等について学びます。

◆実施時間

45分～50分

◆ボランティア団体・講師等

視覚障がい者



◆全体の流れ（体験は、クラス単位となります。）

内 容	時間
あいさつ・講師紹介 体験内容デモンストレーション	10分
アイマスク体験 ・コップに水を注ぐ、体操服を畳む、豆を箸でつかみ容器から容器へ移す、箱の中に色々な物を入れて一つを取り出し触れて何かを当てる、音を頼りに歩くなど、学校の希望に応じて体験内容を決定します。 ・3～4グループに分かれて、交代しながら順番に体験します。	30分 ～ 35分
まとめ、感想と質疑応答	5分

◆必要備品

アイマスク、紙コップ、ペットボトル、雑巾、大きめのバット、箸、大豆、紙皿、ストップウォッチ、体操着、ダンボール箱、小物（生徒が各自1個用意）、机等

◆備 考

- ・講師が視覚障がい者の場合は、原則として送迎を学校でお願いいたします。送迎が出来ない場合は、タクシー等をご利用ください。タクシー料金は学校の負担となります。また、講師がタクシーで来校する場合、門扉の前で出迎えて校内へ案内してください。
- ・講師が視覚障がい者の場合、講師を会場へ案内する際、ガイドヘルプをする生徒を予め決めておいてください。
- ・謝礼金をご用意ください。金額等についてはご相談ください。

⑤点字体験

◆内 容

点訳ボランティアが、点字の成り立ちや基本について説明し、点字の読み書きを体験します。また、打った点字を視覚に障がいのある講師が読んだり、後日講師へのお手紙を作成し、お返事を頂くことができる場合もあります。

◆実施時間

45～100分

- ◆ボランティア団体・講師等
視覚障がい者
上福岡点訳グループ



- ◆全体の流れ（体験は、クラス単位となります。）

内 容	時間
あいさつ・講師紹介	5分
点字の説明と読み書きの基本・点字にふれる・点字をうつ ・各児童、生徒に小型点字器と点字用紙、点字一覧表を配布いたします。点字の読み書きの基本や点字の実物にふれるなどの体験後に、点字を打ちます。（自分の名前等）	35分 ～ 90分
まとめ、感想と質疑応答	5分

◆必要備品

小型点字器（生徒数分）、点字用紙と点字シール（点訳グループが用意）、点字一覧表（凹面用・凸面用を色違いで用意）、点字図書・絵本（必要時）

◆備 考

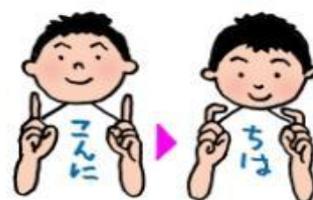
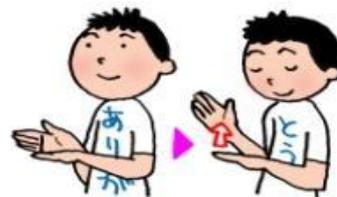
- ・講師が視覚障がい者の場合は、原則として送迎を学校でお願いいたします。送迎が出来ない場合は、タクシー等をご利用ください。タクシー料金は学校の負担となります。また、講師がタクシーで来校する場合、門扉の前で出迎えて校内へ案内してください。
- ・体験内容は学校の希望や状況、生徒の人数によって変更します。
- ・1クラス単位の体験になります。
- ・授業が始まる前に、予め教室に必要物品の準備をします。
- ・謝礼金をご用意ください。金額等についてはご相談ください。

⑥聴覚障がい者の講話

◆内 容

聴覚に障がいのある方に、普段の生活の中で感じる不自由さや周りの人に障がいを理解してもらいにくいために起こる困難さ、生活する上での工夫や便利な福祉機器、手話をはじめとする様々なコミュニケーションの方法などについて話を聞き、学びます。

手話サークル員はアシスタントとして参加します。



おぼえておいてお得な手話

◆実施時間

45～50分

◆ボランティア講師名

ふじみ野市聴覚障害者会

ふじみ野市手話サークル

◆全体の流れ

内 容	時 間
あいさつ・講師紹介 講話の進め方や注意点について説明します。	5分
聴覚障がい者の講話 ・講師の生い立ちや聴覚障がいのこと、日常生活で困ることや便利な福祉機器、手話等のコミュニケーションの方法などについて話を聞き学びます。	30分 ～ 40分
まとめ、感想と質疑応答	5分

◆必要備品

ホワイトボード（または、黒板）、マグネット、イス、机（講師用）

◆備 考

・打ち合わせの際には、必ずふじみ野市役所障がい福祉課へ手話通訳者の派遣依頼をしてください。

※講師（聴覚障害者会）の方が希望しています。

・講話当日は、手話サークル員がアシスタントを務めますので手話通訳者の派遣は不要です。

・謝礼金をご用意ください。金額等についてはご相談ください。

⑦手話体験

◆内 容

聴覚に障がいのある方が講師となり、手話指導を行います。手話サークルの方はアシスタントとして参加します。簡単な手話のあいさつ、生徒の名前、自己紹介の方法、音なし伝言ゲーム等を通じて、聴覚に障がいのある方のコミュニケーションの方法や聴覚に障がいのある方の気持ちについて学びます。

◆実施時間

45～50分

◆ボランティア団体・講師等

ふじみ野市聴覚障害者会
ふじみ野市手話サークル



◆全体の流れ（体験は、クラス単位となります。）

内 容	時間
あいさつ・講師紹介 体験学習の進め方や注意点について説明します。	5分
手話体験学習 ・簡単なあいさつを手話で表現します。 ・自分の名前の手話を学びます。 ・自己紹介の方法を学び、お互いに手話で自己紹介をします。 ・音なし伝言ゲームで、伝わりにくさを体験します。	30分 ～ 40分
まとめ、感想と質疑応答	5分

◆必要備品

名札（ふりがな）、マグネット、イス、クラス名簿（ふりがな）、机（講師用）ホワイトボード（または、黒板）

◆備考

- ・打ち合わせの際には、必ずふじみ野市役所障がい福祉課へ手話通訳者の派遣依頼をしてください。
- ・体験内容は学校の希望や状況、生徒の人数によって変更します。
- ・1クラス単位の体験になります。
- ・打ち合わせの際にふりがなを振ったクラス名簿をお預かりします。（体験後学校へ返却します。）
- ・謝礼金をご用意ください。金額等についてはご相談ください。

⑧聴導犬について学ぼう

◆内 容

聴導犬は聴覚に障がい者のある方に必要な音を知らせ、生活を助ける身体障害者補助犬ですが、日本では実働頭数も少なく、認知度も低いのが現状です。

聴覚に障がいのある方や聴導犬が暮らしやすい社会をつくっていくために講演やデモンストレーション等を行います。

◆実施時間

45～50分

◆ボランティア団体・講師等

公益社団法人日本聴導犬推進協会



◆全体の流れ

内 容	時 間
あいさつ・講師紹介 講話の進め方や注意点について説明します。	5分
聴導犬推進協会会員による講話・DVD 上映 聴導犬によるデモンストレーション ・聴覚障がい者が日常生活で困っていること ・聴導犬の役割や訓練の様子について ・聴導犬によるデモンストレーション	30分 ～ 40分
まとめ、感想と質疑応答	5分

◆必要備品

聴導犬推進協会でご用意いたします。

講演料1万円前後（詳細はお問合せください。）

◆備 考

- ・体育館等を会場に、学年単位での講演となりますが、状況に応じてクラス単位での対応も相談可能です。
- ・講演料は推進協会の運営費や聴導犬の育成費等に充てられます。
- ・運営費、聴導犬育成費等を確保するため、募金活動やグッズ販売を行っています。

⑨車椅子利用者の講話

◆内 容

車椅子を利用しながら生活をしたり仕事をしたりしている方に、普段の生活の中で工夫していること、困っていること、講師が生徒に伝えたいこと等についてのお話を聞き学びます。

◆実施時間

45～50分

◆ボランティア団体・講師等

車椅子利用者



◆全体の流れ

内 容	時 間
あいさつ・講師紹介	3分
車椅子利用者の講話 普段の生活や仕事の様子 ・普段の生活の中で工夫していること、困っていること、 児童や生徒に伝えたいこと等	35分 ～ 40分
まとめ、感想と質疑応答	7分

◆必要備品

プロジェクター、パソコン、スクリーン、机、イス、マイク

◆備 考

- ・講師は車で来校するため、予め門扉を開けておいてください。また、車から降りる際に車のドアを大きく開きますので、広めの駐車場（障がい者用駐車スペース程度）を1台分ご用意ください。
- ・会場までに階段がある場合は、講師を案内する際に介助者が4名必要です。
- ・謝礼金をご用意ください。金額等についてはご相談ください。



⑩車椅子体験

◆内 容

車椅子のたたみ方、広げ方、乗り降りの際の注意点、段差や坂道の介助技術などを学ぶと共に、介助される側の立場や気持ちについても学習します。

◆実施時間

45～50分

◆ボランティア団体・講師等

ボランティアグループ餅ぶんたん



◆全体の流れ（体験は、クラス単位となります。）

内 容	時 間
あいさつ・講師紹介 体験学習で学ぶことについて確認	5分
車椅子使用上の注意点・コース説明・デモンストレーション	5分
車椅子利用者体験、介助体験 ・細い道、曲りくねった道、段差、やわらかい道、坂道、階段などを走行し介助する方法や介助される側の気持ちについて学びます。 ・5人1組で行います。	30分 ～ 35分
まとめ、感想と質疑応答	5分

◆必要備品（体育館での体験を想定した場合）

車椅子（必要数）、三角コーン（6～8個）、マット（必要数）、跳び箱又平均台（2～4台）、ロイター板（4台）、段差用の台等体験コースによって必要備品が違います。

◆備 考

- ・車椅子の搬送については各学校で手配をお願いしています。
- ・車椅子体験のコースは、室内（体育館等広い場所）で、上記備品を使用し実施するコースと、屋外で実施するコースがあります。状況に応じてご相談ください。
- ・謝礼金をご用意ください。金額等についてはご相談ください。

⑪高齢者疑似体験

◆内 容

加齢に伴って低下する身体機能（視力・聴力・手足の感覚機能・歩行力等）を疑似体験し、高齢者の方々が普段の生活の中で感じる不自由さや困っていること等を理解し、やさしさや思いやり、いたわりを持って接しようとする態度を育んだり、家庭や地域社会の中で自分たちの出来ることや役割などを考えます。

◆実施時間

45分～50分

◆ボランティア団体・講師等 個人ボランティア



◆全体の流れ（体験は、クラス単位となります。）

内 容	時 間
あいさつ・講師紹介 体験学習で学ぶことについて確認	5分
高齢者疑似体験セット使用上の注意点、装着方法の説明	10分
高齢者疑似体験 ・高齢者疑似体験セット装着により疑似体験を行います。 ・4～5人1組で、1セットを使用し交代で行います。	25分 ～ 30分
まとめ、感想と質疑応答	5分

◆必要備品

高齢者疑似体験セット（購入したものと手作りのものがあります。数量等は備品貸出一覧表でご確認ください。）、箸、電話帳、コイン、豆、紙皿、ティッシュペーパー（1箱）等、体験する内容によって必要備品が違います。

◆備 考

- ・備品の搬送については各学校で手配をお願いしています。
- ・屋外で体験することもできます。状況に応じてご相談ください。
- ・数に限りがあるため、視力、手の感覚機能、関節の可動域抑制など疑似体験する感覚機能別にグループ分けすることもできます。

⑫認知症サポーター養成講座

◆内 容

パワーポイントや劇などを通して「認知症の基礎知識」を学び、「認知症の方の気持ち」や「認知症の方への接し方」など認知症サポーターとして出来ることを考えるきっかけにします。

◆実施時間

45分～50分

◆ボランティア団体・講師等

認知症サポーター養成講座の講師をするための研修を受けたもの（キャラバンメイト）



◆全体の流れ

内 容	時 間
あいさつ・講師紹介等	5分
パワーポイントによる説明（内容：認知症の基礎知識）	20分
劇あるいはグループワーク （内容：認知症の方の気持ち、認知症の方への接し方）	15分～ 20分
まとめ	5分

◆必要備品（体育館での体験を想定した場合）

プロジェクター、スクリーン、演台、机、マイク（あれば4本）

◆備 考

- ・依頼はふじみ野市高齢福祉課へ直接ご連絡ください。049-262-9038
- ・内容は学校側の要望に沿って調整します。
- ・1クラス単位でも学年単位でも対応可能です。
- ・謝礼は必要ありません。（キャラバンメイトは無償が条件）
- ・受講後にアンケートを記入して頂きます。
- ・受講者には、認知症サポーターの証として「オレンジリング」「認知症サポーター証」をお渡しします。
- ・講師が複数いるため、駐車場を確保してください。

◆ 福祉教育プログラムを展開するために

福祉教育プログラムは、「総合的な学習の時間」以外の教科でも応用できます。ここでは、福祉教育の素材として着目できる内容の一例を抜粋し、福祉教育プログラムの例をご提示しています。

また、福祉教育プログラム（例）が各教科とどのように関連性があるのか、下記にまとめましたのでご参照ください。



【福祉教育プログラムと他教科との関連性について】 （例）「地域の高齢者と交流」

というテーマの福祉教育プログラムを他教科で実施するには！

【国語】

- ①地域の高齢者から教わったことを作文に書く。
- ②学校行事の招待状を作成し送る。

【社会】

- ①戦争体験を聞く。（平和の大切さを知る）
- ②昔の暮らしや仕事を教えてもらう。
- ③伝統や歴史、地理の移り変わりを学ぶ。

【家庭】

- ①郷土料理や戦時中の料理などを一緒につくる。
- ②一日の家の仕事（家事）の移り変わりを学ぶ。

【理科】

- ①地域の動植物などの生態を昔と比較する。
- ②高齢者との交流とインスタントシニア体験で老化のメカニズムを学ぶ。

【算数】

- ①町会・自治会別の高齢者の居住数を調べたり（高齢化率等）、高齢者の好きなもの、好きなことなどをアンケートして集計してみる。
- ②昔の尺貫等、計量や計測の仕方を教えてもらう。

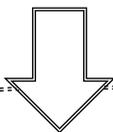
【図工・音楽】

- ①昔のおもちゃを一緒につくって学ぶ。
- ②高齢者から教わったことをペープサートや紙芝居に作成し発表する。
- ③高齢者と交流し、童謡・唱歌を教わりながら合唱する。
- ④郷土のまつり、音楽芸能などを学ぶ。

小学校 1・2 学年

生

自分と身近な人々及び地域の様々な場所、公共物などとの関わりで感心を持ち、地域の良さに気づき、愛着を持つことができるようにする。

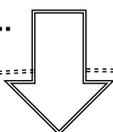


プログラム(案)

福祉センターを見学し、どんな人が利用しているか調べよう！

活

具体的な活動や体験を行うにあたっては、身近な幼児や高齢者、障がいのある児童・生徒などの多様な人々とふれあうことができるようにすること（配慮すること）。



プログラム(案)

祖父母（高齢者）交流会を開催し、地域に伝わる昔遊びで交流しよう！

道

徳

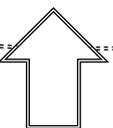
幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。

日頃お世話になっている人々に感謝する。

生きることを喜び、生命を大切にする心をもつ。

父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。

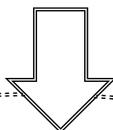
郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ。



小学校 3・4 学年

社会

主な公共施設などの場所と働き（自分たちの住んでいる身近な地域や市についての学習）



プログラム(案)

高齢者の施設や社協支部のサロンを訪問し学習していることを発表し、交流しよう！

道徳

相手のことを思いやり、進んで親切にする。
生活を支えている人や高齢者に、尊敬と感謝の気持ちを持って接する。
生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。

小学校 5 学年

社会

情報ネットワークを有効に活用して公共サービスの向上に努めている教育、福祉、医療、防災などの中から選択して取り上げる（情報化社会と国民生活のかわりの学習）。



プログラム(案)

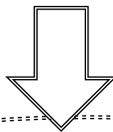
自主防災や見守り活動、外国人支援、地域の支え合い活動について調べよう！地域のために、自分たちができることを行動に移してみよう！

道徳

誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にする。
日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる。

小学校全学年

生命を尊重し、他人を思いやる心を育てるのに役立つこと。



プログラム(案)

運動会で、学区内の幼児、高齢者、障がいのある方と一緒にできる競技を考え、招待し交流しよう！

高学年は、招待者のことを調べて対応の仕方について学習しよう！



勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

実施にあたっては、異年齢集団による交流、幼児、高齢者、障がいのある方との触れ合い等を充実するよう工夫すること。

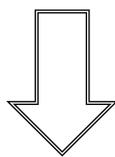


中学校全学年

勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神を持って、公共の福祉と社会の発展に努める。

地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。

授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。



プログラム(案)

地域の人たちと交流し合って、多世代間交流事業やスポーツ大会などの地域イベントに対し企画・運営・お手伝いをしてみよう！

「ボランティア」の課題について体験学習をしてみよう！

(例)各種ボランティア団体を学校へ招いて、体験談の講話。活動への思い、学んだこと、ボランティアの基本等。



高等学校全学年

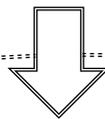
プログラム(案)

高齢者の福祉施設での交流や生活支援・軽易なお手伝い、話し相手（傾聴活動）などを体験し、自立生活支援とコミュニケーションについて学んでみよう！



高齢期の特徴と生活及び高齢社会の現状と課題について理解させ、高齢者の自立生活を支えるために家族や地域及び社会の果たす役割について認識させる。

生涯を通して家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援について理解させ、家庭や地域及び社会の一員としての自覚をもって共に支え合って生活することの重要性について認識させる。



プログラム(案)

高齢者宅を訪問し会話をする中から、その人の生き方にふれ、生活のお手伝いをさせていただくと共に、自己の生き方、役割、将来の生活などについて考えてみよう！



◆福祉教育プログラムの協力依頼・ 備品の貸出について

◇23ページに、「福祉教育プログラム協力依頼書」の様式をご用意いたしました。講師の日程調整や事前の打ち合わせ等ございますので、原則として実施希望日の1ヶ月前までにご依頼いただくよう、ご協力をお願いいたします。

また、2学期は協力依頼が集中いたします。講師の都合上、日程調整が困難な場合もありますので、早めのご相談をお願いいたします。

◇24ページに「備品借用申請書（車椅子以外の備品）」、25ページに「車椅子利用申請書」の様式をご用意いたしました。また、26ページは、「貸出用備品一覧表」を記載しています。学習教材としてご活用ください。

◇依頼先について

ふじみ野市社会福祉協議会には、本部と大井支所がございしますが、協力依頼先については、本部・地域福祉係（下記）へご連絡ください。

◇「福祉教育プログラム協力依頼書」「備品借用申請書」のご提出は、取り急ぎFAXでも受け付けます。

●下記へご依頼ください。

本部・地域福祉係

ふじみ野市福岡1-1-1 第3庁舎

電話 **049-264-7212** / FAX **049-264-9440**

大井支所・地域福祉係

ふじみ野市大井中央1-1-1 大井総合支所

電話 **049-266-1981** / FAX **049-266-1907**

備品借用申請書

社会福祉法人 ふじみ野市社会福祉協議会
会 長 様

年 月 日

団体名 _____

氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

下記のとおり備品を借用いたしたく申請いたします。なお、責任をもって破損無く期限までに返却いたします。

記

借用備品 _____ (数量 _____)

使用目的 _____

使用場所 _____

使用期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

事務局長	支所長	係 長	受付者

貸出	年 月 日	返却	年 月 日
----	-------	----	-------

..... 割印 キリトリ

借用許可書

様

下記の通り、備品の借用を許可します。

記

貸出備品 _____ (数量 _____)

貸出期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

年 月 日

社会福祉法人 ふじみ野市社会福祉協議会
会 長 印

ボランティアセンター貸出用備品一覧

番号	備品名	数量	単位	備考
1	車椅子	8	台	
2	小型点字器	100	台	
3	アイマスク	80	枚	
4	白杖(折りたたみ式)	3	本	
5	白杖	20	本	
6	視覚障がい者用オセロ	1	台	
7	点字併用トランプ	1	セット	
8	点字ブロック	1	セット	「注意」「進め」各1枚
9	高齢者疑似体験セット(L)	3	セット	歩行杖・視野狭窄メガネ含む
10	高齢者疑似体験セット(S)	3	セット	小学低～中学年用 歩行杖・視野狭窄メガネ含む
11	高齢者疑似体験セット(L)(手作り品)	8	セット	
12	高齢者疑似体験セット(S)(手作り品)	12	セット	小学生用
13	白内障体験メガネ	11	本	
14	視野狭窄メガネ	10	本	
15	妊婦体験セット	1	セット	
16	避難所運営ゲーム(HUG)	7	セット	
17	新・助け合い体験ゲーム	4	セット	中学生用

◆ボランティアや共同募金、赤十字について

「福祉教育」をテーマに授業をおこなう際に、児童・生徒からボランティア活動についての質問を受けたり、学校募金（赤い羽根共同募金）や赤十字・JRCなど、自分たちの取り組んでいる授業（活動）の意義や役割等を考え、学習を深めるにあたり基礎的な知識として記載いたしました。この他にもご質問がございましたら、遠慮なくお問い合わせください。

◆ボランティア活動とは？

ボランティア活動は、自分からすすんで、自分の考えで、自分の身近な様々な問題に取り組んでいく活動です。たとえば、自分たちの街のゴミを拾ってきれいにしたり、高齢者や障がいのある方を助けたり、世界で起きている紛争や地球規模での環境問題を考え助ける活動など、場所や対象者、規模等を問わず様々な活動があります。



◆「ボランティア」ってどんな意味？

ボランティアの語源はラテン語の「ボランタール」だと言われており、意味は「自由・勇気・正義」です。フランス語では「ボランテ」で、意味は「喜びの精神」。英語では「ボランティア」で、意味は「自発性に裏付けされた奉仕者」となります。いずれも意志、志願兵、自発的などという意味があります。

※ 広辞苑では、「ボランティア」は【volunteer（義勇兵の意）志願者。奉仕者。自ら進んで社会事業などに無償で参加する人】と書かれています。

◆「ボランティア活動」を4つのポイントでまとめると！

ボランティア活動については、いろいろな説明の方法がありますが、端的に言うならば、市民（住民）一人ひとりの自発的な意志に基づき、金銭的な利益などの見返りを求めることなく、地域社会を住みやすくする活動や、他者を支える活動等の「社会的活動」と言えます。

このボランティア活動を4つのポイントでまとめましたので、次ページをご覧ください。



【自主性・自発性】

誰かに強制されたり義務としてではなく、自らがすすんで行う活動です。

【社会性・連帯性】

一人ひとりを尊重しながら生活や社会と一緒に考え、誰もがいきいきと生活できるよう支えあいを学ぶ活動です。

【無償性（非営利性）・無給性】

お金や物などの営利を追求したり、名誉を求めて行う活動ではありません。お金では得られない出逢いや発見、充実感や喜び、感動を得るなど、自分自身の人生を豊かにする活動です。

【創造性・先駆性】

私たちの生活の中で、今何が必要とされているかなどの課題を自分たちで考え、解決するためにできることから実践したり、社会へ発信していく活動です。

◆ボランティア活動の心構えは？

ボランティア活動をするときの心構えに決定的なものはありません。しかし、相手に迷惑をかけずに無理なく続けていくためには、次のような点に気をつけるといいと思います。

【その1】自分の身の回りのことから手がけること

私たちの周りには、身近な問題がたくさんあります。まず、小さなことから始めて、次に大きな課題に取り組んでいくことが大切です。

【その2】相手のニーズに合わせて活動すること

活動には相手があります。よかれと思ってやったことでも、相手にとって迷惑になっては困ります。自分のペースだけで行動するのではなく、相手の思いや願いに根ざして活動することが必要です。



【その3】細く、長く無理をしないこと

活動は無理をすると続きません。ささやかな活動でも継続することに本当の意義があり、成果も現れてきます。そのためには、細く長く無理をしないでできる活動を自分の生活リズムに取り入れて行うことが必要です。

また、自分には無理だと思ったら、はっきりと断る勇気を持つことも必要です。



【その4】約束を果たすこと

実りある活動をするためには、小さな事でも約束を果たすこと、責任を遂行することが必要です。ボランティア活動を成功させるには責任のある行動の積み重ねで、いかに相手との信頼関係を確立するかにかかっています。

【その5】活動にけじめをつけること

活動できる時間や場所などには限界があります。自分の能力を知り、可能な範囲で目的に合わせて活動するよう、けじめをつけることが大切です。

【その6】活動を点検し、記録をとること

活動には波もあるし、ニーズが変わってくる場合もあります。また、活動が進み慣れてくると、自分たちのペースで行動しがちになり、意義が薄れてくることやマンネリ化することもあります。

自分自身を見直すためにも活動を点検したり、また記録することによって実績の評価や反省をすることが大切です。専門家やリーダーにアドバイスを受けることもいいと思います。

【その7】絶えず学習し、自分を成長させること

ボランティア活動は、自分たちの持つ知識や技能、価値、思い等を社会的に提供し、そのことによって人や社会を潤し、時には制度や環境さえも変革していく役割を担っています。そのためにも、ボランティア自身が知識的にも技術的にも人格的にも成長していくことが大切です。



【その8】謙虚であること

ボランティア活動は積極性を要求されますが、一方謙虚さも必要です。決して「してあげている」のではなく、協力者であり支援者であります。

善意というものは押しつけになればかえってマイナスになります。謙虚な気持ちで、常に尋ねる姿勢、学ぶ姿勢が必要です。その態度が信頼関係を築き活動を助けます。



【その9】家族など、周囲の人たちの理解を得ること

ボランティア活動は自分だけでは出来ないものです。特に家族と暮らしている場合は、家族の理解があってはじめて続けられ、その成果が生まれるものです。そのためには、活動をいい訳にして時間的にルーズであったり、家族内での役割を果たさなかったり、と信頼を裏切るようなことが無いようにすることが必要です。良いこと（ボランティア）をしているだから、少しぐらい・・・、といういい訳は通じません。かえってボランティア活動に悪いイメージを持たれてしまいます。

【その10】秘密を守ること

ボランティア活動の場は個人的な「プライバシー」を守らなければならないことが多くあります。活動を通じて人間関係などを聞いてしまったり、相談を受けることもあります。最低限必要なこと以外は決して他言してはいけません。秘密を守ることによって信頼関係を強め、活動を実りあるものにしてください。



「プライバシー」とは、「他人に知られたくない個人の秘密」、または「そっと一人にしておいて欲しい要望や権利」とされています。具体的には、年収・資産・納税額等の財産状況・家族や親族の家庭内生育歴・公的扶助（生活保護等）の受給歴・団体加入の有無・宗教・結婚歴や離婚歴・現住所・電話番号・刑法や民法の違反歴・出生地・趣味や好みなどです。

◆ボランティア活動をするときのマナー

「ボランティアの心構え」でも一部ご紹介していますが、ここでは「ボランティア活動をするときのマナー」として簡単にまとめています。

- ①まずはあいさつと自己紹介をしよう！
少し勇気を出して、自分のことを覚えてもらいましょう。
- ②笑顔を忘れないで！
あなたの笑顔は活動をスムーズにします。
- ③ボランティア同士のおしゃべりはやめよう！
ボランティア同士のおしゃべりより、活動相手の方と交流しましょう。
- ④約束ごとや決まりは、必ず守りましょう！
約束や決まりを守ることで、互いに気持ち良く活動できます。
- ⑤困ったことがあったら遠慮しないで相談しよう！
いつまでも悩んでいないで、周りの人に相談しましょう。
- ⑥どんなに小さい事でも、責任をもって真剣に取り組もう！
自分で決めた活動だから、責任をもちましょう。遅刻や欠席をするときは必ず事前に連絡しましょう。
- ⑦感謝の気持ちとお礼の言葉を忘れずに！
ボランティア活動は、多くの人に関わってできるものです。



◆赤い羽根共同募金運動とは？

共同募金運動は、昭和26年に社会福祉事業法が制定され法制化されました。社会福祉事業法は、平成12年に社会福祉法に改正され、現在の共同募金は、この社会福祉法第112条～第124条に規定されていて、厚生労働大臣の告示によって、毎年10月1日～翌年3月31日の期間に赤い羽根共同募金運動と歳末たすけあい運動が実施されています。



◆なぜ「赤い羽根」が使われているのですか？

赤い羽根は、アメリカにおいて共同募金の象徴として使われていたものを日本でも戦後の混乱期に戦災者への募金の象徴として援用したのがはじまりです。アメリカの共同募金は自主的なものでしたが、GHQの指示でそれを日本でも行う際、募金を自主的に行う団体が立ち上がるまでの暫定措置として自治体やその関係機関で募金を行っていました。

◆共同募金運動の実施主体は？

共同募金運動（赤い羽根・歳末たすけあい・災害義援金）の実施主体は、中央共同募金会と全国47都道府県に組織された「共同募金会」に限定されています。この都道府県共同募金会は、それぞれ独立した社会福祉法人となり、下部組織として「支会」が設置されています。埼玉県では、市区町村社会福祉協議会の組織を基盤として「支会」が整備されていて、ふじみ野市では「埼玉県共同募金会ふじみ野市支会」（ふじみ野市社会福祉協議会）が組織されています。

◆赤い羽根共同募金の特徴は何？

大きな特徴としてあげられることは、下記の①～③となります。

- ①唯一法律で定められた募金活動で厚生労働大臣の告示によって全国一斉に取り組み、募金運動期間は例年10月1日～翌年の3月31日と定められていること（一部の地域を除く）。
- ②都道府県の共同募金会単位で行われていて、「赤い羽根共同募金動」で集まったお金の使途は、一部災害時を除き集められた県内の民間福祉団体の事業に限って活用されるということ（埼玉県内の募金は、埼玉県内の民間福祉団体に配分されます。）。
- ③共同募金は「計画募金」という方式が採用されていること。

◆「計画募金」について教えてください。

共同募金は自発的な寄付をお願いするものですが、「法律」であらかじめ「計画」を立てて寄付を募ることが定められています。このため、事前に県内の民間福祉団体等から助成を受けたい事業を募集し配分計画を立てます。この際に、県内で総額どの程度募金を集めればよいか検討し、県の「目標額」を設定しています。

◆赤い羽根共同募金の使途は？

ふじみ野市社会福祉協議会でも、埼玉県共同募金会に対し配分申請を行い、事業費の配分を受けています。配分金は、お互いに支え合える地域づくりを目的とした「社協支部の活動資金」、学校における福祉教育を推進するための「福祉教育推進校事業助成金」、火事や水害等の被災時に支給する「災害見舞金」、高齢者用の歩行杖支給事業、一人暮らし高齢者等の見守り活動や交流事業、福祉車両（車椅子利用者が使用する車両）貸出事業、低所得世帯や産後世帯が利用する家事援助サービス利用料負担金等、様々な事業の貴重な財源として活用しています。

また、県内の民間福祉団体（社会福祉法人、NPO 法人、任意のボランティア団体等）の事業費や施設整備費、福祉車両等の購入費用にも活用されています。

◆歳末たすけあい運動とは？

「歳末たすけあい運動」（募金活動）も「共同募金運動」の一環として、全国一斉に取り組まれていて、共同募金運動の期間内である12月1日～12月31日に実施されています。



◆歳末たすけあい運動の特徴とは？

歳末たすけあい運動の大きな特徴は、市区町村別で集められた募金は、全て集めた市区町村内の民間福祉活動に活用することにあります。従って埼玉県共同募金会ふじみ野市支会で集められた募金は、一旦埼玉県共同募金会へ送金されますが、ふじみ野市社会福祉協議会が事前に配分申請している事業計画・予算に基づき、集まった募金額の範囲内で、ふじみ野市社会福祉協議会に配分され、ふじみ野市の民間福祉活動に活用されています。



◆歳末たすけあい運動で集まった募金の用途は？

ふじみ野市社会福祉協議会が、歳末たすけあい募金を財源として取り組んだ事業は、低所得世帯の方を対象とした「歳末援護金」（歳末見舞金）の配分があります。

また「歳末福祉事業」として、赤い羽根募金と同様に社協支部の活動資金や「災害見舞金支給事業」に加え、障がい者の団体を支援する「障がい者関係団体等支援事業」、高齢者等を地域で見守る「見守り活動支援事業」、小学校へ入学する児童を対象とした「新入学児童お祝い事業」、ひとり親家庭を支援する「ひとり親家庭交流支援事業」、子どもの孤立を防止し地域で関わる「こどもの居場所づくり支援事業」等があります。

◆赤十字について

赤十字とは、世界中で戦争・紛争犠牲者の救援をはじめ、災害被災者の救援、医療・保健・社会福祉事業など、人道的支援を展開する団体です。2024年7月現在、世界の191の国や地域に赤十字社（赤新月社、赤盾社を含む）が設立されています。



スイス連邦の国旗

1859年6月、スイス人のアンリー・デュナンは、イタリア統一戦争で傷病兵の悲惨なありさまを目のあたりにし、「傷ついた兵士はもはや兵士ではない、人間である。人間同士としてその尊い生命は救わなければならない。」との信念から、住民に協力を呼びかけて、敵味方の区別なく、救護活動を行いました。

この時の思い出を1冊の本『ソルフェリーノの思い出』として出版し、それがきっかけとなり、1863年2月、ジュネーブに5人委員会（現赤十字国際委員会）が設立され、後に赤十字が誕生しました。赤十字社のマークは、アンリー・デュナンの祖国スイスに敬意を表し、スイス国旗の配色を逆にしたものです。

なお、イスラム教国の多くでは十字はキリスト教を連想させるとして、白地に赤色の新月を識別マークとし、「赤新月社（せきしんげっしゃ）」と呼び、イスラエルでは「赤盾社（せきじゅんしゃ）」となっています。さらに平成17年に、「レッド・クリスタル」が新たなマークとして加わりました。今まで赤十字運動に参加できなかった国の参加も期待されています。



赤十字



レッド・クリスタル



赤新月

◆日本赤十字社について

1877年（明治10年）西南の役では、多くの兵士が負傷しました。この時、元老院議員であった佐野常民（さの つねたみ）、大給恒（おぎゅう ゆずる）らは、アンリー・デュナンと同じ考え方をもち、「博愛社」を創立し、敵味方の区別なく傷病兵の救護にあたりました。

その後、1886年（明治19年）に日本政府がジュネーブ条約に加入したことに伴って、翌1887年に名称を「日本赤十字社」と改称しました。

「日本赤十字社」は日本赤十字社法という法律に基づいて設立された法人であり、東京に本部をおき、国内47都道府県に支部を置いていません。さらに市区町村単位に地区が置かれていて、ふじみ野地区の地区長は市長となります。

◆「JRC」とは？

「JRC」とは、日本赤十字社が取り組む「Junior Red Cross（青少年赤十字）」の略称で、主に小学校から高等学校の学校教育の中で行われ、日常生活において社会貢献、国際親善を実践していこうという事業です。学校単位での加盟となり、その加盟対象には、「JRC部」などの名称によるクラブ活動と、「全校加盟」と呼ばれる生徒会による活動とがあり、加盟時点で区別されています。原則、年度末までの加盟となります。

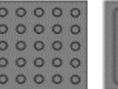


また、毎年、新年度には、都道府県ごとに加盟校の代表生徒が集合して加盟式を行う例が多いです。

令和5年度の日本赤十字社埼玉県支部の「JRC」加盟校（園）

学校区分	加盟校数	メンバー数
幼稚園・保育園	125園	15,187人
小学校	286校	123,395人
中学校	172校	68,571人
高等学校	66校	13,160人
特別支援学校	3校	443人

◆障がい者等のマークについて

	<p>① 障がい者のための国際シンボルマーク 障がいのある人が利用しやすい建築物、施設であることを示す世界共通のシンボルマークです。</p>
	<p>② 身体障害者標識 肢体不自由である人が運転する場合に車に掲示するマークです。</p>
	<p>③ 聴覚障害者標識 聴覚障がいであることを示すマーク。マークを提示された場合は、筆談などコミュニケーションに配慮が必要です。</p>
	<p>④ 耳マーク 聴覚障がいであることを示すマーク。マークを提示された場合は、筆談などコミュニケーションに配慮が必要です。</p>
	<p>⑤ 盲人のための国際シンボルマーク 視覚障がいを示す世界共通のシンボルマークです。</p>
	<p>⑥ ほじょ犬マーク 身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴の啓発のためのマークです。</p>
	<p>⑦ オストメイトマーク オストメイト（人工肛門・人工膀胱を保有する方）を示すシンボルマークです。</p>
	<p>⑧ ハート・プラスマーク 外見から分かりにくい「身体内部に障がいを持つ人」を表すマークです。</p>
	<p>⑨ 障害者雇用支援マーク 在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業・団体に対して付与する認証マークです。</p>
	<p>⑩ イエロー・リボン 障害者権利条約を日本国内に広く普及し、障害のある人びとの社会参加を推進していくためのシンボルマークとして活用されています。</p>
	<p>⑪ オレンジ・リボン 日本の児童虐待防止運動のシンボルマーク。厚生労働省が毎年11月を児童虐待防止推進月間に定め、推進している。</p>
	<p>⑫ ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方を対象としたマークです。</p>
	<p>⑬ マタニティーマーク 妊産婦である事を示すマークです。</p>
	<p>⑭ 点字ブロック 視覚障害者を安全に誘導するために、地面や床面に敷設されているブロック（プレート）です。</p>

発行 平成 25 年 7 月 改訂 平成 29 年 4 月
改訂 令和 4 年 6 月
改訂 令和 6 年 7 月
改訂 令和 7 年 5 月

発行 社会福祉法人ふじみ野市社会福祉協議会

【本部】 〒356-0011

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目 1 番 1 号 ふじみ野市役所第 3 庁舎

TEL 049-264-7212 / FAX 049-264-9440

E メール info@fujimino-shakyo.or.jp

ホームページ <http://www.fujimino-shakyo.or.jp>

【大井支所】 〒356-0058

埼玉県ふじみ野市大井中央一丁目 1 番 1 号

ふじみ野市役所大井総合支所内

TEL 049-266-1981 / FAX 049-266-1907